



藤

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2113
奈良県葛城市北花内
281番地22

TEL 0745(69)8282
FAX 0745(69)7377
自宅 0745(69)2174

5月

(皁月) MAY

3日・憲法記念日
4日・国民の休日
5日・こどもの日

| | | |
|---|----|----|
| 日 | 14 | 28 |
| 月 | 1 | 29 |
| 火 | 2 | 30 |
| 水 | 3 | 31 |
| 木 | 4 | 18 |
| 金 | 5 | 19 |
| 土 | 6 | 20 |
| 日 | 7 | 21 |
| 月 | 8 | 22 |
| 火 | 9 | 23 |
| 水 | 10 | 24 |
| 木 | 11 | 25 |
| 金 | 12 | 26 |
| 土 | 13 | 27 |

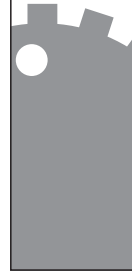
5月の税務と労務

- | | |
|--|---|
| 国 税 / 4月分源泉所得税の納付 5月10日 | 国 税 / 確定申告税額の延納届出による徴収猶予税額の納付 5月31日 |
| 国 税 / 3月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 5月31日 | 国 税 / 特別農業所得者の承認申請 5月15日 |
| 国 税 / 9月決算法人の中間申告 5月31日 | 地方税 / 自動車税・鉾区税の納付 県条例で定める日 |
| 国 税 / 6月、9月、12月決算法人の 消費税等の中間申告 (年3回の場合) 5月31日 | 労 務 / 労働保険料(概算・確定)申 告書の提出 5月22日 |
| 国 税 / 個人事業者の消費税等の中 間申告(年3回の場合) 5月31日 | 労 務 / 労働保険料(全期・1期分)の 納付 5月22日 |

ワンポイント 政管健保の改革

中小企業のサラリーマンを中心に、約3,600万人が加入する政府管掌健康保険(政管健保)の改革が、平成20年10月に行われる予定です。現在、社会保険庁が運営している政管健保は都道府県単位の運営となり、全国一律となっている保険料率は都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率となります。

新会社法により、 円滑な事業承継が 可能に



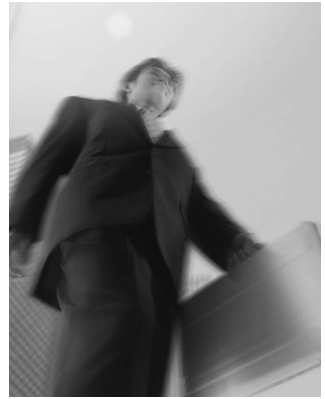
■ ■ ■ 1 株式売渡請求

これまで、株式を譲渡制限株式会社とした場合でも、相続や合併等による株式の移転は制限することができませんでした。このため、会社にとって望ましくない相手に株式が分散してしまうことがありました。

しかし、新会社法では、定款で定めることにより、会社が相続等で移転した譲渡制限株式について、売渡請求を行うことができることになったため、会社の経営を安定させることができるようになりました。

この売渡請求を行う際には次の注意点があります。

請求期限 相続等があったことを知った日から一年以内に、株



主総会の特別決議（株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、かつその議決権の三分の二以上の賛成）を経て請求。 **売買価格**

株式の売買価格は当事者の協議によりますが、協議が整わない場合、裁判所に売買価格決定の申し立てができます。ただし、申し立ては売渡請求の日から二〇日以内に行う必要があります。 **財源規制** 余剰金分配可能額を超える買取りはできません。

■ ■ ■ 2 議決権制限株式の活用

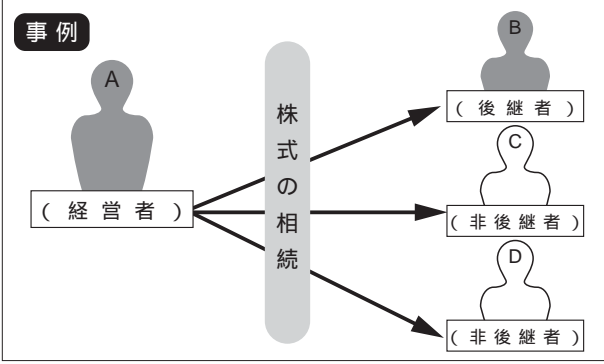
これまで、株式会社は議決権制限株式を発行済株式総数の二分の一までしか発行できませんでした。今度の新会社法では株式譲渡制限会社においては発行限度が撤廃されているため、事業承継者以外へ

相続する株式は、議決権制限株式とすることで、経営の安定を図ることが可能です。

■ ■ ■ 3 議決権や配当について 株主ごとの異なる取扱

これまで、株式会社では、原則として出資額に応じた議決権・配当を行うことになっていました。一方、有限会社では、定款に定めを置けば議決権の行使や配当などについて出資者ごとに異なる取扱ができるようになっていました。

<事業承継における新会社法の活用例>



新会社法では、株式譲渡制限会社においては、これまでの有限会社と同様の定めを定款に置くことができるようになりました。これにより、事業承継者以外に相続される株式について、定款に定めることにより議決権を制限することができますようになりました。

事業承継における 新会社法の活用例

上記のケースでは、民法上の均分相続などの権利により、B、C、Dに株式を均等に相続すると、株式が分散し、後継者Bの経営が不安定になります。

そこで、事例への対応例として、以下の方法が考えられます。

■ ■ ■ 活用例1 相続による株式移 転の制限

C、Dへの相続による株式の移転について、定款に定めを置くことにより、移転後の株式について売渡請求を行うことができます。

■ ■ ■ 活用例2 議決権制限株式の 活用

相続に先立って、C、Dに相続される株式を議決権制限株式に変

えておくことができます。C、D 相続分が株式総数の二分の一を超える場合であっても、議決権制限株式を利用することが可能です。

活用例3

議決権について株主ごとの異なる取扱い

C、D に相続される株式について、定款の定めにより、議決権を制限することができます。

■ 新会社法Q&A

これまでの有限会社はどうなる？

特別な手続きは不要

全国の有限会社の数は約一八九万社といわれています。これらの有限会社は、特例有限会社として存続することになり、新会社法施行後も有限会社の商号をそのまま使用することが認められます。また、これまでの有限会社と同じ規制が適用されます。さらに、従来五〇名とされてきた社員（出資者）の員数制限は廃止され、最低資本金制度も無くなり、新株予約権や社債の発行が可能になります。つ

まり、規制が強化されることはありません。

特例有限会社として存続するのに特別な手続きは必要ありません（ただし、最低資本金規制の特例制度により設立された「確認有限会社」は定款変更が必要）。また、いつでも株式会社へ移行することが可能です。

新会社法では、株式譲渡制限会社においては、これまでの有限会社と同様の定めを定款に置くことができますようになります。これにより、事業承継者以外に相続される株式について、定款に定めることにより議決権を制限することができますようになります。

株式譲渡制限会社とは？

全ての株式の譲渡を制限している株式会社のこと。新会社法では、有限会社制度の廃止により、株式譲渡制限会社であるかどうかが制度設計上の基準となっています。株式譲渡制限会社になれば、株式会社でありながら有限会社のような簡易な規制を選択可能です。

<参考>新・旧制度の比較

| | これまでの株式会社 | これまでの有限会社 | 新会社法での株式会社 |
|-------|---------------------|----------------|---|
| 根拠法令 | 商法第2編 商法特例法 | 有限会社法 | 新会社法 |
| 最低資本金 | 1000万円 | 300万円 | なし |
| 機 関 | 取締役会 | 必ず設置 | 任意で設置 |
| | 監査役 | 必ず設置 | 任意で設置 |
| | 取締役の数 | 3人以上 | 1人以上 |
| | 取締役・監査役の任期 | 取締役2年 監査役4年 | 制限なし |
| | その他 | | 任意で設置 (株式会社譲渡制限会社の場合) 取締役会を置かない場合は 1人以上 置く場合は3人以上 取締役 原則2年 監査役 原則4年 ただし、株式譲渡制限会社の場合、定款で定めればそれぞれ最大10年まで延長可能 会計参与の設置が可能 |
| そ 他 | 社債・新株予約券 | 発行可能 | 発行可能 (特例有限会社も発行可能) |
| | 決算公告の義務 | あり | あり |
| | 会計監査人制度 | あり | あり 任意で設置 (大会社は必ず設置) |
| | 株主ごとの異なる 取り扱いの定め | 定款に置けない | 定款に置くことが 可能 (株式譲渡制限会社の場合) |

大会社とは = 資本金5億円以上または負債総額200億円以上の株式会社

継続雇用定着促進助成金の一部が改正

継続雇用の促進・定着を図るために、61歳以上までの定年年齢の引上げ等を行う事業主に対し、継続雇用定着促進助成金が支給されてきましたが、昨年改正された高齢者雇用安定法の実施に伴い、下記の見直しが行われました。

助成の対象者

従来、本助成金は、定年制の廃止、61歳以上の年齢までの定年引上げ、または希望者全員の65歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入を

継続雇用制度奨励金

| | 雇用確保措置内容 | 定年延長及び定年廃止 | | | 継続雇用制度 | | |
|------|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 3年 (62歳 65歳) | 2年 (63歳 65歳) | 1年 (64歳 65歳) | 3年 (62歳 65歳) | 2年 (63歳 65歳) | 1年 (64歳 65歳) |
| 企業規模 | 1～9 (人) | 60万円 | 40万円 | 20万円 | 45万円 | 30万円 | 15万円 |
| | 10～99 | 120 | 80 | 40 | 90 | 60 | 30 |
| | 100～299 | 180 | 120 | 60 | 120 | 80 | 40 |
| | 300～499 | 270 | 180 | 90 | 180 | 120 | 60 |
| | 500～ | 300 | 200 | 100 | 210 | 140 | 70 |

施した事業主や高齢者事業所創設事業主を対象としてきましたが、これを統合するとともに、支給対象者として本年4月1日以降61歳以上の年齢を直ちに65歳以上の年齢まで引き上げる雇用確保措置を導入した事業主に限定しました。

支給額が減額

企業規模及び60歳を超えて65歳まで引き上げた年数に応じて支給されてきたものが、企業規模及び義務化年齢を超えて65歳まで引き上げた年数に応じて支給されるとともに1回限りの支給となりました(下表参照)。

申請は各都道府県の高齢者雇用開発協会まで。

児童手当の支給対象が拡充

子育てを行う家庭の経済的負担を軽減等する目的で支給される児童手当は、原則として三歳未満の子供を監護する等一定要件を満たした人を対象としています。当面は特例により、「小学三年を修了するまで」に拡充されています。これが、本年四月以降「小学校修了まで」に改正され、さらに対象者が拡大されました。

この改正により新たに対象となる人は、九月三十日までに住所地の市区町村に申請すれば本年四月まで遡り児童手当が受けられます。支給額は、対象児童一人につき第二子までは月額五千円、第三子以降は同一万円ですが、扶養親族の数と公的年金の加入制度により所得制限があります。

ちなみに、児童手当は、認定請求した日の翌月から支給されますので、子供が生まれたときは、住所地の市区町村に出生届を提出後すぐに請求手続きをするとよいでしょう。

介護保険料の徴収方法

介護保険料の徴収方法は、第一号被保険者(市区町村の区域内に住所を有する六五歳以上の人)に該当するの第二号被保険者(四〇歳以上六五歳未満の医療保険加入者)に該当するのにより異なります。

第二号被保険者の介護保険料は、現在加入している医療保険制度の算定に基づき決定され、医療保険料と一緒に徴収されます。

一方、第一号被保険者の介護保険料は、老齢給付の年金額が一八万円(月額一万五千円)以上の人については年金の支払いの都度当該年金額から控除(障害及び死亡に関する年金からの控除は不可)され、一万五千円未満の人については納付書により市区町村に個別に納付することになっています。

この控除できる年金が障害及び死亡に関する年金給付にまで拡大され、本年四月(実際の控除は同十月が原則)から実施されます。